

消費税率の引き上げとその対応について

保存版

2段階で最終10%まで税率が引き上げられます

本年4月より消費税率が8%に、来年10月からは10%に引き上げられます。

このため、全改協加盟店の皆様が販売活動をするうえで法律を守っていただくなくてはならない点、また販売活動を行ううえで変更が必要となる点などが発生しますので、ここでご説明いたします。**このページは抜き取って、保存してください。**

消費税率の引き上げを円滑に行うため、政府は、特別に法律「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法」(長い名称ですね、一般に「消費税転嫁対策特別措置法」、さらに「特別措置法」と略します)を平成25年10月1日から施行しました。時限の法律であり、平成29年3月31日で効力が切れます。この特別措置法は、

I. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

II. 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

III. 価格の表示に関する特別措置

IV. 消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

の4つの内容を含んでいます。

皆様のお店が販売活動を行ううえでぜひ留意していただきたいと全改協が考えている点が上記のII. です。また、全改協として皆様の販売活動のために対応していることが、上記のIII. およびIV. に基づいた対応です。ですから、この内容をぜひ皆様にご存知いただきたく思います。

以下にそれぞれをくわしくご説明します。➤

※説明中、「買い手」として「特定事業者」、「売り手」として「特定供給事業者」という言葉が出ますので、ここでご説明します。

特定事業者(買い手)	特定供給事業者(売り手)
大規模小売事業者 「一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって、前事業年度における売上高が100億円以上である事業者、または一定の面積の店舗を有する事業者(コンビニエンスストア等、フランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む)」とされています。	大規模小売業者に継続して商品またはサービスを供給する事業者
右の①から③の事業者から継続して商品またはサービスの供給を受ける事業者	①個人事業者 ②資本金等の額が3億円以下である事業者 ③人格のない社団等 皆様の場合、ここに該当する可能性が高いです

買ったとき、報復行為などは禁止されています ——— 転嫁拒否等の行為の是正

これは上の「I. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置」です。

特定事業者(買い手)と、そこに商品やサービスを納入する供給事業者(売り手)の間で消費税転嫁を拒否する行為、たとえば供給事業者に対して特定事業者が消費税率引き上げ分の対価を支払わなかったり、消費税率引き上げ分の上乗せを認める代わりに、供給事業者の従業員を特定事業者の労働力として提供させたり、供給事業者に特定事業者がディナーショーのチケットの購入を強要する行為など、納入先が消費税上乗せ分を受け入れずに拒否すること、または受け入れる代わりに別の行為で代償させることは禁じられています。

また、供給事業者が特定事業者に対して、本体価格(=消費税を含まない価格)での価格

交渉を申し出た場合にその申し出を拒否したり、税込み価格での見積もりにしか応じないことも禁じられています。

また、万が一そのような行為があり、行政の指導があった場合に、そのことを理由に特定事業者が供給事業者に対して報復行為(取引を停止したり取引数量を減じたり、不利益な取扱)を行うことも禁じられています。

これらの違法な行為については、公正取引委員会ははじめ政府の関連部署が徹底して監視・取り締まりを行います。被害にあった場合は、公正取引委員会取引企画課(電話03-3581-5471)までご相談ください。

チラシ等の表現に気を付けましょう ——— 転嫁を阻害する表示の是正

これは上の「II. 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置」です。

昨年、新聞やテレビの『消費税還元セール』などの表示をお店がしてはダメ』という報道があったことを覚えていらっしゃるかと思います。これは、「消費税は消費者が負担するもの」という考えに反するものだからです。

この項目は、特に皆様の営業活動に密接にかかわるもののひとつです。くわしくご説明いたします。

「事業者は、平成26年4月1日以降における自己の供給する商品等の取引について、以下の表示をしてはいけません。」

●表示をしてはいけない例 その①

取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

～消費者が消費税を負担していないように誤認させる表示はいけません～

【例】「消費税はいただきません」
 「消費税はサービス」
 「消費税は当店が負担しています」
 「消費税は一部の商品にしか転嫁していません」
 「消費税還元」
 「消費税還元セール」
 「当店は消費税増税分を据え置いています」

このような表現は、消費者が消費税を負担していないと誤認させる表示であり、法律で禁止されています。

●表示をしてはいけない例 その②

取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずるとする表示で、値引きと消費税との関係を明示しているもの

～消費者が実質的には消費税を負担していないように誤認させる表示はいけません～

【例】「消費税上昇分値引きします」「消費税8%分還元セール」
 「増税分は勉強させていただきます」「消費税率の引き上げ分をレジにて値引きします」
 このような表現も、消費者が実質的に消費税を負担していないと誤認させる表示であり、法律で禁止されています。

●表示をしてはいけない例 その③

取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示

～ポイントサービスなどの「経済上の利益」を、消費税と関連させる表示はいけません～

【例】「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」
 「消費税相当分の商品券を提供します」
 「消費税相当分のお好きな商品一つを提供します」
 「消費税率の引き上げ分を後でキャッシュバックします」
 これも消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させるとして、法律で禁止されています。

例 **その②、その③** は特に皆様のお店でこのような表現をチラシや新聞、店頭でしないよう、くれぐれもご注意ください。お願いいたします。

なお、つぎのような表示は禁止されません。

「春の新生活応援セール」
 「3%値下げ」「3%還元」(たまたま、消費税率の引き上げ幅と一致するだけとみなされます)
 「10%値下げ」「8%還元セール」(たまたま、消費税率と一致するだけとみなされます)

「税込み価格」を表示しなくてもよい場合があります ——— 総額表示義務の特例

消費税は二段階で税率が上げられます。そのたびに価格表示を変更することは、皆様販売業者の方々の大きな事務負担になるおそれがあります。

このため、このたびの特別措置法では、「表示する価格が税込み価格であると誤認されないための措置を講じていけば税込み価格を表示しなくてもよい」とされました。

この点を以下に詳しくご説明します。

現在、商品の価格は「総額表示」を義務付けられています。

「総額表示」とは、値札やチラシなどの価格表示のうち、消費税額が含まれた価格表示のことです。次のような例があります。

10,290円	10,290円(税込)
10,290円(税抜価格9,800円)	10,290円(うち消費税額等490円)
10,290円(税抜価格9,800円、消費税額等490円)	

この表示方式では、税率が変更になるたびに表示を変更する必要が生じ、業務の負担になります。

このため、今回の特別措置法では、「本体価格+消費税額」ということがはっきりとわかる表示であれば、総額表示でなくてもよいことになりました。

ポイント

支払総額である「10,290円」さえ表示されればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。

例えば、「9,800円(税込10,290円)」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。

【認められる表示の例】

A 税抜き価格のみを表示する場合

★ **その①** 値札 チラシ 看板 ポスター 商品カタログ インターネットのウェブページ 等において、
 ○○○円(税抜き) ○○○円(税抜き価格)
 ○○○円(本体) ○○○円(本体価格)
 ○○○円+税 ○○○円+消費税
 のように、税抜き価格であることを明示する場合

★ **その②** チラシ 店内の掲示 等における表示により、一括して税抜き価格であることを明示する場合
 本チラシの価格はすべて税抜き表示となっています。
 当店の価格はすべて税抜き表示となっています。

B 引き上げ前の税率に基づく税込み価格等で価格表示がされている場合

その① 値札等に、引き上げ前の税率(平成26年4月1日以降に「5%」、平成27年10月1日以降に「5%」、「8%」)に基づく税込み価格の表示が残る場合
 個々の値札等においては引き上げ前の税率に基づく税込み価格を表示し、別途お客様の目につきやすいところに、

旧税率(5%)に基づく税込み価格を表示している商品については、レジにて改めて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。
 というような表示を行う場合

その② 税率引き上げの期日の前から、引き上げ後の税率に基づく税込み価格の表示を行う場合
 個々の値札等においては引き上げ後の税率に基づく税込み価格を表示し、別途お客様の目につきやすいところに、

すでに新税率(8%)に基づく税込み価格を表示している商品については、3月31日まではレジにて5%の税率により精算させていただきます。
 というような表示を行う場合

「税込み価格」の表示として、良い例 悪い例

特別措置法では、税込み価格の表示方法を規定しています。

「税込み価格」と「税抜き価格」が併記される場合に、消費者に価格について誤認を与えないようにするため、「税込み価格」を明瞭に表示することとしています。

右の図表を参考にしてください。

税込価格と税抜価格を併記する場合の具体例

〈明瞭に表示されているといえる例〉

9,800 円 (税込 10,584 円)

9,800 円 (税込 10,584 円)

9,800 円 (税込 10,584 円)

9,800 円 (税込 10,584 円)

〈明瞭に表示されていない例〉

(1) 税込価格表示の文字の大きさに問題がある例

9,800 円 (税込 10,584 円)

(2) 文字間余白、行間余白に問題がある例

9,800 円 (税込 10,584 円)

(3) 背景の色との対照性に問題がある例

9,800 円 (税込 10,584 円)

加盟店の皆様は消費税転嫁について次のようにしてください —— 全改協としてカルテルを締結しました ——

これは前のページの「III. 価格の表示に関する特別措置」です。

「カルテル」とは、企業や事業者の間で協定を結び、価格や販売数量などについて共同行為をとり、競争を避ける行為です。通常、カルテルは、独占禁止法第三条で、不当な取引制限として禁止されています。

今回の特別措置法では、事前に公正取引委員会に届け出ることにより、消費税の転嫁の方法と、消費税の表示方法について共同行為を取ってもよいとされました。

全改協では、消費税価格転嫁について、担当省庁(財務省、公正取引委員会、消費者庁)の担当者から、昨年11月9日の会長会議の場で説明を受けました。その後、公正取引委員会に届け出を行い、転嫁の方法と表示の方法についてカルテルを結ぶことが認められました。以下にそれぞれの説明をいたします。

1. 転嫁カルテル

消費税を転嫁する際の方法について、次のことを行うことについて、全改協として共同行為をとることを届け出ました。

全改協の加盟店の皆様が販売する牛乳、乳製品、清涼飲料、健康食品、食品に対して、

- ①各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格(=消費税額分を転嫁する前の価格)に、消費税額分を上乗せすること
- ②消費税引き上げ後に発売する新製品について、各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格(=消費税額分を転嫁する前の価格)に、消費税額分を上乗せすること
- ③自動販売機で販売する商品について消費税額分を上乗せした結果、計算上端数が生じる場合があります。この端数の処理については、1円単位の切り上げとしました。1円の位をすべて切り上げて表示します。

注:自動販売機の価格設定について

自動販売機は10円単位の価格設定しかできませんので、自動販売機で販売する牛乳、乳製品、清涼飲料については、1円単位ではなく10円単位で行うことになります。

ただし、すべての商品を10円単位で上げると、消費増税率よりも高くなりますので、すべての商品を10円単位で値上げするのではなく、各社(各加盟店)ごとに、売り上げ全体として消費税額の引き上げ幅以内となるように、一部の商品は据え置く等の対応をしてください。

以上①から③までの対応は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの実施とします。

また、以上①から③までの対応を行わない場合でも、罰則はありません。

2. 表示カルテル

消費税の表示の方法について、次のことを行うことについて、全改協として共同行為をとることを届け出ました。

全改協の加盟店の皆様が販売する牛乳、乳製品、清涼飲料、健康食品、食品に対して、

- ①チラシ、パンフレット、個々の値札に、税抜き価格を表示したうえで、「〇〇円(税抜き価格)」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課されることを明示すること(表面中央より下「税込み価格」を表示しなくてもよい場合があります)のA. 税抜き価格のみを表示する場合の★「その①」の記載例をご参照ください
- ②チラシ、パンフレット、個々の値札は税抜き価格を表示したうえで、商品棚などの消費者の見やすい場所に、「チラシの価格、またはパンフレットの価格、当店の値札 はすべて税抜き表示となっています」、「消費税は別途いただきます」などと表示すること(表面中央より下「税込み価格」を表示しなくてもよい場合があります)のA. 税抜き価格のみを表示する場合の★「その②」の記載例をご参照ください

以上①から②までの対応は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの実施とします。

また、以上①から②までの対応を行わない場合でも、罰則はありません。

そもそも、なぜ消費税を上げるの? ~納税者としての義務は、税金を納めるだけではありません~

ところで、これだけ様々な準備が必要で、一方、家計を圧迫する可能性もあり、このため家計を切り詰めるお得意様の私たちからの客離れにもつながりかねない消費税の引き上げをなぜ行うのでしょうか。今回の消費税引き上げの趣旨は、「幅広く国民各層に社会保障の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指す」とされています。

- なぜ社会保障の確保の財源を消費税とするのか、については、
 - 税収が安定している
 - 負担が世代間で公平である
 - 経済活動に中立的である
 - 高い財源調達率がある

ことが理由とされています。

加盟店の皆様(小売業者)は納税義務者です。納めた消費税が正しく社会保障のために使われるかについて、納税義務者として税の用途をしっかり監視していきましょう。

以上、消費税税率引き上げに伴う価格転嫁についてご説明いたしましたが、これらに対するお問い合わせ、ご相談は、政府が相談窓口を開設しています。

—— 内閣府「消費税価格転嫁等総合相談センター」 ——

専用ダイヤル

0570-200-123

【受付時間】平日 9:00~17:00

(平成26年3月、4月は土曜日も受付)

通話料金はお住まいの地域に応じて、
固定電話 3分 8.5円~80円
携帯電話 3分 90円
公衆電話 3分 30円~220円 それぞれかかります。

URL

<http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

相談センターでは、●転嫁に対する問い合わせ ●広告・宣伝に対する問い合わせ ●消費税の総額表示に関する問い合わせ ●便乗値上げに対する問い合わせ などの相談を受け付けております。これら相談に対して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否など、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為について、センターから担当省庁への通知の依頼も受けています。

—— もよりの消費税転嫁対策室 リスト ——

- 経済産業省消費税転嫁対策室
(経済産業省所管業種相談窓口) 電話:03-3501-5683
[中小企業庁相談窓口] 電話:03-3501-1502
03-3501-1503
- 北海道経済産業局
消費税転嫁対策室 電話:011-728-4361
- 東北経済産業局
消費税転嫁対策室 電話:022-217-0411
- 関東経済産業局
消費税転嫁対策室 電話:048-783-3570
048-600-0288
- 中部経済産業局
消費税転嫁対策室 電話:052-589-0170

- 近畿経済産業局
消費税転嫁対策室 電話:06-6966-6038
- 中国経済産業局
消費税転嫁対策室 電話:082-205-5337
- 四国経済産業局
消費税転嫁対策室 電話:087-811-8564
- 九州経済産業局
消費税転嫁対策室 電話:092-482-5590
- 沖縄総合事務局 経済産業部
消費税転嫁対策室 電話:098-866-0035